

Problem of Organ Sales and Perspective of Bioethics

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Imai, Tatsuya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00005529

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



臓器売買問題と生命倫理学の視点

地域社会環境学専攻

今井 竜也

Problem of Organ Sales and Perspective of Bioethics

Tatsuya IMAI

ABSTRACT

This Paper first addresses the problem of organ extraction from a dead body, based on the testimony given by a Chinese doctor in the International Relations Committee of the United States House-of-Representatives on June 27, 2001.

It then deals with organ extraction from a living body, which poses a problem mainly in developing countries. Bioethics considers how the problem of organ sales should be tackled on the basis of these realities.

KEY WORDS

China, Organ Transplant, Organ Sales, Communitarianism, Principlism

1. はじめに

本稿では、生命倫理学方法論として支配的地位を占めてきた原理尊重主義的生命倫理学と、そのアンチテーゼとして提唱されている共同体主義的生命倫理学という2つの方法論にスポットを当て、臓器売買問題を考える上でのその有効性と限界について、若干の考察を試みたい。

今回、臓器売買の問題を特に取り上げる理由は、この問題が原理尊重主義、共同体主義双方の観点から切り込む事の出来る問題であり、両方法論の有効性と限界を測るに最適な実践問題であるということと、臓器売買が発展途上国における、極めてリアルかつ切実な問題であるというだけでなく、日本でも民間業者が主催する「移植ツアー」などが存在し、水面下で活動している^{※1}と言われるように、決して「対岸の火事」で済まされない問題であるからだ。

今回はその問題と合わせて、日本では外国記事として新聞等で小さく扱われるに留まった^{※2}中国

における死刑囚からの臓器摘出と売買を巡る、米国下院における中国人医師の証言も紹介したい。現在、私の知る限り、この証言の具体的な中身はまだ本邦では紹介されていない。やや特異な例^{※3}ではあるが、アジアにおける臓器売買問題の1例として、証言の内容の一部を閲覧に供したいと思う。

2. 王国斉 (Wang Gaoqi) 氏の証言 —— アジアにおける臓器売買の1例として

証言者、王国斉 (Wang Guoqi) 氏は、証言冒頭の自己紹介によると中華人民共和国出身の38歳の医師。1981年に人民解放軍に加わり、1984年からは the Paramilitary Police Paramedical School で医学を学び、外科と人体組織の研究で学位を得、天津の人民武装警察天津方面本部付属病院 (The Paramilitary Police Tianjin General Brigade Hospital in Tianjin) の火傷部門専門の医師となっ

た人物である。

そもそも、王医師は何をきっかけに、人体組織・臓器売買の存在を知ったのであろうか。王医師はこう語る。^{注4}

「・・・囚人から皮膚を採取するということが私に関与したのは、北京第304病院（Beijing's 304th Hospital）の The Beijing People's Liberation Army Surgeons Advanced Studies School で、遺体を用いた研究をしている時でありました。この病院は、人民解放軍直属の病院でありまして、従って医師と軍将校との関係は極めて緊密であったのです。研究に使用する遺体を処刑場から確保するため、刑場の警備員とお偉方には、遺体一体当たり200～500元^{注5}の現金の入った赤い封筒が手渡されました。

そして処刑の後、遺体は火葬場ではなく検死室に急送され、そこで我々は、研究・実験のために皮膚、腎臓、肝臓、骨および角膜を摘出する事になります。私は、ヒトの皮膚、組織を火傷患者のためにとっておいて、1平方センチメートル当たり10円で、火傷患者に売られるのだということを、ここで知ったのであります（王証言より）」

中国において臓器市場が活性化する理由として、先に世界一といわれる死刑執行数を根拠に挙げたが、もう1つ、根拠として経済的動機があるということも指摘出来よう。この部分からは、病院と軍の金銭的な癒着構造が指摘出来るが、もしかすると臓器売買ビジネスのために、死刑の適用基準が故意に歪められているということもあり得るかもしれない。^{注6}

では、死刑囚からの皮膚の採取は、実際どのようなプロセスのもとでなされていたのだろうか。王医師の証言は続く。

「・・・死刑囚から皮膚を採取するのは通常、主たる休日、あるいは政府の厳罰化キャンペーンの間に取行われました。天津の高等人民裁判所犯罪調査官の Xing 氏から、我々に近々執行される処刑についての通知がなされます。我々は、解剖したい遺体の数を先方に注文し、一体あたり300元を彼に支払う事になります・・・ひとたび処刑

が通知されると、我々火傷部門は必要な器具を全て揃え、一般市民のそれと取りかえられた公用のナンバープレート付きの乗り物で、平服のまま火葬場へ行きます・・・火葬場では、迅速にことを進めなければなりません。遺体から皮膚を全て取り除くには、ふつう10～20分あれば十分事足ります。必要なものを取り除いた残りは、火葬場の職員に引き渡されました（王証言より）」

次に、囚人たちの中から、移植のドナーをどのように決定するのかについて、王医師はこう述べている。

「・・・外科治療はその複雑さゆえに、腎臓1つあたりにつき、120～15000元という値がつけました。このような高値でなら、極めて裕福、ないし高い地位にある人は腎臓を買うことが出来ました・・・1990年に行なわれた、はじめての腎臓移植のケースにおいては、4人の死刑囚から血液サンプルを集めるため、私が上級裁判所、および刑務所まで泌尿器科の外科医と同行しました。私たちの護衛にあたった警官は囚人に、私たちが彼らの健康状態をチェックするためにここに来たのだと言いました。ゆえに囚人は、その目的が自分たちの血液サンプル、ないしは自分の臓器が処刑後、売られるためであるということを知りませんでした。4つのサンプルのうち、レシipientにとって最低限の適合性を満たす血液が見つかり、また、その囚人の腎臓は、移植に適すると判断されました（王証言より）」

この証言以前から、中国共産党幹部、外国の金持ち（日本人も含まれるであろう）が、優先的に臓器を手に入れているという批判はされてきたが、この王証言によって、その批判の妥当性が証明されたと言えよう。このような状況では、今後も公正な臓器配分の基準は、出来ようもないと思える。

そして、ドナーとなる囚人の処刑と臓器・組織摘出についても、このようなショッキングな証言が為されている。

「・・・処刑場では、実行指揮官の『やれ！』という声で、囚人は地面に向けて銃で撃ちつけられました。臓器を損傷せぬよう執行人がナーバス

になったのか、よく狙いをつけなかったのか、故意に撃たなかったのか、囚人はまだ息絶えてはいませんでした。そして、地面で痙攣していたのです。私たちはともかく、彼を救急車に連れて行けと命ぜられ、そこで泌尿器科医がその腎臓を手早くかつ正確に摘出しました。それら一連の行為が終わった時、その囚人はまだ息をしており、心臓も鼓動を続けていました。実行指揮官は、その囚人とどめの一発を撃つかどうかと尋ね、それに対して裁判所の職員は、その必要はないだろう、腎臓が両方ともないのに生きていられるわけがない、と答えました（王証言より）」

王証言のように、心臓が止まっていないうちに、囚人から臓器摘出がなされているのではないかという疑惑は、以前より指摘されてはいた。⁷

王医師はこのように、処刑された100を超える遺体——その中には上記のように故意で処刑がやり損なわれ、絶命していなかった死刑囚2、3人も含まれていた——から皮膚と角膜を採取する仕事を続けていたが、ある出来事をきっかけに、王医師は翻意し、このようなことから身を引くに至った。

中国で行なわれている死刑囚からの臓器摘出はまさに売買のためであり、王証言においても、所々にそれを匂わす発言がされている。

今まで殆ど、その実態が見えなかった中国における囚人からの臓器摘出および売買の問題に対して、体勢側に近いところにいた医師による初の内部告発という意味で、王証言の持つ意義は極めて大きいと言えよう。

3. 臓器売買問題に対しどう取り組んでいくべきか

先に中国における死刑囚からの臓器摘出、および臓器売買の実態について、米国下院での中国人医師の証言を紹介したが、中国におけるこの問題は、死体からの摘出と売買の問題である。臓器の商品化と売買自体は、決して中国における特殊事例ではない。この証言以前から、インドやフィリ

ピンでは、生体からの摘出と売買が問題になっている。

アジアにおける臓器売買の現状に詳しい徳山大学の粟屋剛教授によると、インド、フィリピンなどアジアの発展途上国においては、貧困から脱出するため、家族を養うため、子供の進学資金を得るためといった様々な理由から、自分の臓器を売る人間と、それを買う人間が存在し、そのような臓器の売買は無条件に良い事だとは思われていないにせよ、一概に悪い事だとは思われていないという現実があるという。⁸

臓器売買が日本同様禁止されているアメリカにおいても、人体組織の加工と販売は盛況であり、臓器売買の是非の問題はともかくとして、現に臓器・組織は市場にのって流通している。⁹ さらに、その売買の是非問題についてもアメリカ国内では、売買を禁ずるのは財産権および臓器売買の自由の侵害に当たるという意見も根強い¹⁰し、移植用臓器マーケットシステムの創設を提唱する研究者もいる。¹¹

現状を見るに、臓器商品化の流れは、臓器移植医療がこの世に存在する限り決して止まらない¹²と思われる。この現実を直視した時、我々は、臓器売買の問題をどう考えればよいのだろうか。

3.1 問題へのアプローチ——2つの方法論

臓器売買の問題は生命倫理学において、臓器移植医療問題とともに論じられてきた。

生命倫理学は、1970年代にアメリカにおいて学問としての制度化をみた比較的新しい学問であり、その方法論は、「普遍的な原理・原則」を確定し、それを具体的事例に適用する事で有効な決定が得られる、という原理尊重主義（Principlism）に依拠していた。この時期、アメリカにおいては医学における人体実験が次々と問題を引き起こしており、国家や医学研究者による人権侵害、患者の権利・利益の擁護などということが、公民権運動の盛り上がりと共にあまって声高に叫ばれ始めていた。

このような流れの中で生命倫理学は、医療者側の横暴を抑制するものとしての「患者の自己決定

権」をはじめとする原理の確定と、それら原理の適用によって、医療者側の主観的独善を避け、患者側の多様な選択を保証しようと試みた。このため、この時期の生命倫理学は、権威や慣習よりも、個人の決定を優先する自由主義（liberalism）的性格の強いものであった。

しかし80年代以降、普遍主義志向の原理尊重主義的生命倫理学に対し、その形式主義、原理尊重主義的性格ゆえに抽象性が高く、医療倫理上の具体的な問題の指針たりえないのではないかと、より個別的な状況を重視する幾つかの立場から、批判がなされるようになる。¹³

その中でとりわけ有力な潮流が、共同体主義的生命倫理学¹⁴である。共同体主義¹⁵の観点からは、倫理的決定とは共同体から独立した「個人の権利」に基づいてされるのではなく、その個人の人格や価値観を形成しているはずの共同体の「共通善」の観点からなされるべきだと論じられる。

生命倫理学の方法論に、「共同体主義」を組み込む事の意義として、共同体主義の立場から次の3つが一般的に挙げられている。

第1に、生命倫理学の扱う問題が、具体的な現場での解決を必要としている以上、当該社会や共同体の文化、慣習と深く結びつくのは当然だろうということ。

第2に、臨床現場での医療選択に当たって、各共同体の制度や慣習等を無視しての有効な決定は不可能であり、この点で「原理」を無条件に適用して事足りるというわけには行かないだろうということ。

最後に、生命倫理学上の問題について有効な決定をするためには、「良き生き方」について明確な観念が共有されている必要があるだろうということ。

しかし、その一定の有用性が認められる一方、生命倫理学方法論としての共同体主義には同時にその限界も指摘できる。¹⁶

第1に、クローン技術のような医療技術開発が全世界的に行なわれているという現状において、ある種の問題については地球的規模での規制が不

可欠な場合があり、このような場面で「共同体における多様性」の議論を援用することは出来ないだろうということ。

第2に、臓器移植医療が、今回取り上げた中国や、その他第三世界での臓器売買を誘発したというような、技術の導入による地域格差を固定化・拡大するような場合においても、各共同体を越えた普遍主義的観点からの検討は必要なのではないかということである。

3.2 生命倫理学の臓器売買問題へのアプローチ —— 2つの方法論で何が言えるか

では臓器売買問題は、これら2つの方法論の観点から、どのように語り得るであろうか。詳細は別稿に譲るしかないが、次のように纏めることが出来る。

原理尊重主義からの観点に拠ると、一元的ルールによる世界的規制をもって禁止すべきだという結論が考えられる。

一方、きちっとしたルールを作れば、臓器売買も可能ではないかという考え方も出来る。臓器商品化の流れは、臓器移植医療ある限り、おそらく止まる事はないであろう。このような現実を直視せず、ただ厳しく禁止しても、臓器移植しか生きる道の残されていない人間は、是か非でも臓器を手に入れようとするであろう。

禁止することで、マーケットを地下に完全に潜らせる事は、結局は移植機会の平等性を損なう結果になるとも言える。臓器移植医療をこの先も正当な医療として認めるのならば、臓器売買も、一定の規制の下において認めた方が、全体としてかえって良い結果をもたらすのではないか。¹⁷

原理尊重主義の観点からは、このような考え方も可能である。

しかしこのような考え方は、先進各国で次々と禁止立法が制定されるなど、世界では臓器売買禁止の流れが強まっているという現状¹⁸には逆行するものである。臓器売買は、今や地域を越えた世界的規模の問題であると認識されている以上、地域・共同体を超えたルール作りが必要だという認

識も、現に臓器が資源化・商品化されているという認識と同様、非常に現実的で当を得ていると評価出来よう。

一方、共同体主義からの観点に拠れば、当該共同体の文化的背景や慣習に照らし合わせて、それらと矛盾するがゆえに禁止するというならともかく、先進国主導の統一的ルールの下で禁止すべしという論理には懐疑的な立場をとるだろう。

臓器売買、とりわけ売る側については、各国の特殊な事情——貧困、倫理観・身体観の相違、社会思想等——もその背景にある。その問題に対して、具体的方策を講ずる事無く、臓器売買は全世界的にその利害が一致する問題であり、これを放置する事は臓器は「モノ」だという考え方や、資源配分の不公正の土壤となり、ひいては人間の尊厳を云々という論理によって、一元的に禁止して済む問題なのかという主張も出来る。

実際、好き好んで自分の臓器を売るものなどないだろう。各々、いかんともし難い事情があってやむなく売るのであろうが、その殆どの理由は、経済問題絡みであろうと思われる。臓器売買を一元的に世界中で禁止し、仮にそれで臓器売買が根絶できたとしても、彼らの「いかんともし難い事情」まで根絶されるわけではあるまい。

生活が立つか立たないか、明日、食べるものが果たしてあるのかというような切羽詰った状況にある人たちに、先進国主導の一元的臓器売買禁止の論理が、すんなりと通用するものであろうか。彼らをも納得させるためには、よほど説得的な論理を組み立てねばなるまい。

3.3 臓器売買問題について考えられる5つの結論、およびその問題点

以上、原理尊重主義、共同体主義双方の観点から、臓器移植をどう捉えうるのかについて提示して見た。どちらの方法論にも説得的な部分もあれば、論理的に弱い部分もあり、いずれも万能とは言い難い。

私はここで取り敢えず、今までの議論を元に辿りつくであろう、5つの結論をここに呈示してみ

たい。

1つ目は、臓器売買は世界レベルで一元的規則によって禁止すべきという、原理尊重主義の観点からの結論付けである。非常に筋が通っているもっとも無難な類の結論であり、多くの国で臓器売買禁止立法が制定されている事を見ても、臓器売買の是非についての定説と言えるだろう。しかし、前述したように正論ではあるが、現状認識に欠けるという見方も出来る。現に臓器は取引の対象になっているし、臓器移植医療が存在する以上、「臓器＝医療資源」であり、市場にも乗りうる「商品」という見方をする事も、ナンセンスとは言えないだろう。

臓器売買撲滅のため、臓器移植医療も世界的に禁止するというなら、実効性はあるかもしれないが、臓器クローン技術や人工臓器開発等、効果的な代替医療が未だ研究段階に過ぎず、医療としてはまだ確立されていない現状では、臓器移植医療廃止は不可能であろう。

2つ目は、同じく原理尊重主義に拠るが、臓器売買は一定のきちっとしたルールの下でなら、許容されても良いという結論付けである。もっともこの場合、どういうルールを作るのかということが問題になる。臓器は発展途上国から先進国へと流れているという現実があり、この現実を考慮せずに下手な「ルール」を作ると、世界規模での発展途上国からの臓器搾取システムを構築する事になりかねない。一方的な搾取にならないためのルール作りが果たして可能であるのか。それも問題であろう。

3つ目は、臓器売買については、全てを市場原理に委ねても問題はない。売る方、買う方双方が満足していて、誰にも迷惑をかけていないならばそれで良いという、自由至上主義（libertarianism）¹⁹の観点からの結論付けである。確かに、全てを市場原理、個人責任に任せてしまえば、臓器売買問題など目くらまし立てて議論する必要もなくなるだろう。

しかし、臓器はカネで売り買い出来る商品と同じであると言って良いのだろうか。そのような考

え方を、我々は許容出来るのかという批判が出来る。

さらに、もっと深刻で現実的な問題点を指摘できる。今のように、極端に需要と供給がアンバランスな状態で臓器売買を市場原理に委ねてしまうと、完全に売り手市場となり、値段も急騰し、暴利を貪る悪徳ブローカー等が今以上に暗躍する余地を与えかねない。結局、カネを持っているもののみが臓器を手に入れられるという状況は続くことになる。市場が出来る事で臓器を売る人間が急増し、現在のような需要と供給のアンバランスも是正され、適正な価格で売買されるようになるとも考えられるが、公的市場が設置されることで、供給される臓器の数が増えるという確証はない。

4つ目は、臓器売買を許す地域にも禁止する地域にも、そこに特有の社会環境、文化、思想があり、その是非や条件はその当該地域において決められれば良いことであって、世界レベルでの一元的な禁止や統制は不要であるという、共同体主義の観点から、地域の自主性を尊重すべきと言う結論付けである。

だが、こう言ってしまうと、2つ目に述べたような、発展途上国から先進国へという臓器の一方的流出は、現状のままということにならないだろうか。また、これも繰り返しになるが、臓器売買は特定の地域に留まる問題ではなく、売る方、買う方双方、世界に及ぶ問題である事は事実である。こういう場合、地域の特有性や文化を尊重するのにも、限界はあるのではないだろうか。

5つ目は、やや毛色が変わった結論付けである。臓器売買を許容する環境やルールを持つ地域において、ないしそのようなルールを持つ地域間で、おのおの売ったり買ったり、きちっと一定のルールの元で行う限りにおいては一切干渉しない。ただし、臓器売買を禁止する環境やルールを持つ地域においては、厳しいルールの元に、許容地域からの買い付け、および許容地域から禁止地域への売り込みも禁止するという、臓器売買禁止と許容の棲み分け、すなわち、社会環境や文化的な背景も尊重しつつ（共同体主義）、臓器売買を是とす

る場合でも否とする場合でも、厳格なルールをおく（原理尊重主義）の折衷案である。

だが、売るにしろ買うにしろ臓器のニーズが厳然としてある以上、仮に売買を禁止するというなら、余程強力かつ説得的論理に基づいたブレーキを準備しないとムリであろう。また、自分の地域で臓器売買が禁止されているゆえ、移植でしか助かる道のない人間であっても、善意のドナーが現れなければ死んでも仕方がないと諦められるものだろうか。そうは思えない。

十分なカネがあるなら、臓器売買を認めている国に出向いたり、臓器を闇のルートから手に入れたり、今と殆ど変わらない状況になると予想される。また、主として売る側は発展途上国が多く、買う側は先進国が多く、先進国の殆どでは臓器売買は禁止されているという現状があると、売る側も買い手がいなければ困るわけであるから、やはり売買は闇の中で行なわれるであろう。

そうすれば、共同体の慣習や文化も尊重しつつ、厳格なルールによって棲み分けるなどというこの論理は意味を為さなくなる。臓器売買問題において、是とする立場と否とする立場の厳然たる棲み分けというのは、結局不可能だと考えられる。

4. おわりに

臓器売買禁止の論理を説得性あるものとするには、以下の問題をクリアせねばなるまい。

私の臓器は私のものである、自分の臓器を自分の意思で売りたいと思っている人を説得できるのか。売る方、買う方双方が満足していれば良いではないかという主張を論駁できるのか。

明日をも知れぬ貧困にあえぎ、臓器を売ってでも生活をなんとかしようとしている人たちに、臓器売買に加担してはいけないと言えるのか。

臓器移植を受けなければ助からないがドナーが現れず、臓器を買ってでも助かりたいと思っている人に、臓器を買ってはならない、ドナーが見つからねば諦めるしかないということを納得させられるのか。

一方、現実問題として臓器の商品化が進んでおり、臓器は移植用の医療資源として需要があり、売買も現にされているのだから、いたずらに理想論を振りかざすのではなく、現実を見据えて物事を考えるべきという議論もあるが、それにもすんなりと与し難い。問題を考えるに当たって、そこにある「現実」を肯定してから始めるのでは、生命倫理学という営み自体が無意味になりかねない。

現実と、あるべき姿との結びつきを考えるにあたって、生命倫理学はどのような貢献ができるのか。その詳細な検討は今後の課題としたい。

引用・参考文献

- Arthur L. Caplan, *If I were a rich man Could I buy a pancreas? and other essays on the ethics of health care*, Indiana University Press, 1992. pp. 145-191.
- Cosimo Marco Mazzoni, *A Legal Framework for Bioethics*, Kluwer Law International, pp. 145-177.
- Darryl R.J. Macer ed., *Bioethics for the People by the People*, Eubios Ethics Institute, 1994. pp. 98-124.
- David W. Meyers, *The Human Body and the Law*, Stanford University Press, 1990. pp. 180-218.
- Ed Brassard, *Body for Sale : An Inside Look at Medical Research, Drug Testing, and Organ Transplants & How You Can Profit from Them*, Paladin Press, 1996. pp. 61-70.
- Fox, R.C. and J.p. Swazey, *Spare Parts : Organ Replacement in American Society*, Oxford University Press, 1992, pp. 31-72. (レネイ・フォックス&ジュディス・スウェージー 『臓器交換社会 アメリカの現実・日本の近未来』, 青木書店, 森下直貴・住持武・窪田俊・大木俊夫訳, 1999, pp. 72-145.)
- Helga Kuhse and Peter Singer ed., *A Companion to Bioethics*, Blackwell Publishers, 1998, pp. 61-114.
- Helga Kuhse and Peter Singer ed., *Bioethics : An Anthology*, Blackwell Publishers, 1999, pp. 387-398.
- James F. Blumstein and Frank A. Sloan ed., *Organ Transplantation Policy : Issues and Prospect*, Duke University Press, 1989, pp. 57-86.
- Kevin Wm. Wildes, S.J., *Moral Acquaintances : Methodology in Bioethics*, University of Notre Dame Press, 2000, pp. 125-141.
- L.W. Sumner and Joseph Boyle ed., *Philosophical Perspective on Bioethics*, University of Toronto Press, 1996, pp. 18-95.
- Mark G. Kuczewski, *Fragmentation and Consensus : Communitarian and Casuist Bioethics*, Georgetown University Press, 1997, pp. 24-59.
- Mark G. Kuczewski and Ronald Polanski ed., *Bioethics : Ancient Themes in Contemporary Issues*, The MIT Press, 2000, pp. 179-191.
- Russell Scott, *The Body as Property*, The Viking Press, 1981, pp. 29-57, pp. 179-197, pp. 248-263.
- "Testimony of Wang Guoqi, Former Doctor at a Chinese People's Liberation Army Hospital", The Committee on International Relations of the United States House of Representatives on June 27, 2001. (URL : http://www.house.gov/international_relations/wang0627.htm)
- 栗屋剛 『人体部品ビジネス 「臓器」商品化時代の現実』, 講談社選書メチエ, 1999
- 池上哲司・永井均・斎藤慶典・品川哲彦 『自己と他者——さまざまな自己との出会い』, 昭和堂, 1994, pp. 224-242.
- 立岩信也 『私的所有論』, 勁草書房, 1997, pp. 3-66.
- 田代俊孝 『いのちの未来・生命倫理』, 法蔵館, 1996, pp. 69-156
- 辻本義男・辻本衣佐編著 『アジア法叢書17 アジアの死刑』, 成文堂, 1993, pp. 37-59
- 出口顯 『臓器は「商品」か——移植される心』, 講談社現代新書, 2001
- 中山研一・福岡誠之編 『臓器移植法ハンドブック』, 日本評論社, 1998, pp. 81-85.
- 森村進 『財産権の理論』, 弘文堂, 1995
- 森村進 『自由はどこまで可能か——リバタリアニズム入門』, 講談社現代新書, 2001, pp. 33-84
- 山口研一郎 『操られる生と死——生命の誕生から終焉まで』, 小学館, 1998, pp. 154-172.
- 栗屋剛 「中国における死刑囚からの臓器移植」, 『法律時報』第68巻第9号, 1996年, 日本評論社, pp. 28-34. (ノークット版 URL : <http://homepage1.nifty.com/awayahp/ronbun/r008.html>)
- 大鹿勝之 「臓器移植における自己と他者——臓器は人格を持つか」, 『医学哲学・医学倫理』2000年第18巻, 日本医学哲学・倫理学会, pp. 24-34.
- カール・ベッカー 「中国における臓器移植の倫理問題」, 『生命倫理』通巻10号, 1999年, 日本生命倫理学会, pp. 17-24.
- 澤田愛子 「臓器移植における倫理的側面——特に生者からの移植を中心として」, 『医学哲学・医学倫理』1992年第10号, 日本医学哲学・倫理学会, pp. 57-70.
- 嶋津格 「臓器「配分」と正義問題」, 『生命倫理』通巻9号, 日本生命倫理学会, pp. 29-34.

注1 2000年4月11日, 東京都内の民間業者が, 日本人

患者3人にフィリピンの病院を紹介し、生体腎移植や生体部分肝移植を受けさせていた事が、毎日新聞の調べで明らかになった。旧厚生省は、この業者に対し、臓器移植法施行前から、再三に渡り注意を与えてきたが、法施行後も移植ツアーを続けていた。詳しくは毎日新聞2000年4月12日記事「臓器移植：患者に比の病院紹介、現地で手術 都内の民間業者」を参照の事。

注2 アメリカではこの証言は、ワシントン・ポストやCNNなどが大々的に取り上げ、これを契機に中国人医師へのビザ発給やアメリカへの入国を禁止する法案が、下院の共和党議員団から出されるなど外交問題にまで発展している。これに対し日本では、臓器売買の実態が殆ど表に出ることは無く、臓器売買が深刻な社会問題として取り上げられるような土壌もないことから、本問題への関心そのものが低いのだろう。ごく小さく、外国記事として触れられるに留まり、社会的反響も殆どなかった。

注3 中国では「關於利用死刑罪犯屍体或屍体器官的暫行規定」によって死刑囚からの臓器摘出が合法化されているという特殊事情が、この問題の背景にある。この規定は、1984年10月9日、最高人民法院、最高人民检察院、公安部、司法部、卫生部、民政部の連名で発せられた、死刑囚の死体、臓器の利用に関する規定であり、おおまかに、①死刑は刑法の規定に沿って行い、死亡を確認してから所定の処理を行う、②死刑囚は火葬にし、遺族に引き取る意思があれば引き渡す、③死刑囚の臓器を利用できる条件、④死刑囚からの臓器摘出の手順、⑤少数民族の死刑囚の臓器は利用しない、の5つの規定からなる。今回、徳山大学経済学部の粟屋剛教授の御好意で、原文資料を譲っていただいた。この規定の詳細な内容については、粟屋剛「中国における死刑囚からの臓器移植」、『法律時報』第68巻第9号、pp. 28-34に詳しい。ノーカット版は粟屋氏のホームページ (<http://homepage1.nifty.com/away/hp/ronbun/r008.html>) にて公開されている。

注4 「」内は全て2001年6月27日の米国下院外交委員会での王証言 "Testimony of Wang Guoqi, Former Doctor at a Chinese People's Liberation Army Hospital", The Committee on International Relations of the United States House of Representatives on June 27, 2001. (URL : http://www.house.gov/international_relations/wang0627.htm) による。

注5 1元は、日本円で約12〜3円に相当する。

注6 カール・ベッカーは、中国における死刑執行の現状について「・・・死刑に処せられる犯罪はおよそ70種類あり、中には殺人や強姦から、スリ、盗難、先に見た「反革命的書物所持」までも含まれる。しかし、実際に死刑になるか否かは犯罪の性質そのものとは別のところで決まっているようである。例えば一昨年

[1998年]、ボールペンやバトミントンラケットを盗んだと言われる罪で、ある若者が死刑になった。その一方で、より重い罪を犯したと思われる殆どの死刑囚は労働キャンプで働かされ続ける運命にある。つまり中国において、病气持ち、喫煙者、アルコール依存者、40代以上の死刑囚の臓器は使われないように指導されているということにより、死刑が執行される多くの例が、元気な20〜30代のものである」。要するに、犯罪の重大さ、容疑者の危険度等よりは、その地域の病院の経営状況と、容疑者の健康状態と臓器を待っているレシピエントの血液等の相性によって、その犯罪者が死刑になるかどうかが決まるようなのである」(カール・ベッカー「中国における臓器移植の倫理問題」(『生命倫理』通巻9号)、p19より引用)と述べているが、後の王証言の中にもそれを暗示させるくだりが出てくる。

注7 例えば、カール・ベッカー「中国における臓器移植の倫理問題」、『生命倫理』通巻9号、p19を参照。

注8 インド、フィリピンにおける臓器売買の実態については、当地で実際にフィールドワークを行った徳山大学の粟屋剛氏の著作・論文に詳しい。フィリピンの臓器売買事情については、粟屋剛『人体部品ビジネス「臓器」商品化時代の現実』講談社選書メチエ、1999、pp. 60-82、および粟屋剛「臓器売買の諸問題——アジアの現状から」(田代俊孝編『いのちの未来・生命倫理』、法蔵館、1996所収)、pp. 97-110、インドの臓器売買事情については、粟屋前掲著pp. 84-133、および粟屋前掲論文pp. 111-131を参照の事。

注9 アメリカにおける臓器・組織売買の実態については、粟屋前掲著pp. 13-26、Renee C. Fox and Judith P. Swazey, Spare Parts : Organ Replacement in American Society, Oxford University Press, 1992, pp. 43-72 (レネイ・フォックス&ジュディス・スウェージー『臓器交換社会 アメリカの現実・日本の近未来』、青木書店、森下直貴・住持武・窪田俊・大木俊夫訳、1999、pp. 94-145)、Arthur L. Caplan, If I were a rich man Could I buy a pancreas? and other essays on the ethics of health care, Indiana University Press, 1992. pp. 158-177を参照。

注10 アメリカにおける臓器売買賛成論として、例えば Gerald Dworkin, Market and Morals : The case of Organ Sales. In Morality, Harm, and the Law, Gerald Dworkin ed., Westview Press, 1994, pp. 155-161. James F. Blumstein, Legalizing Payment for Transplantable Cadaveric Organs. In Bioethics : An Anthology, Helga Kuhse and Peter Singer ed., Blackwell Publisher, 1999, pp. 390-397. George I. Mavrodes, The Morality of Selling Human Organs. In Ethics, Humanism, and Medicine, Marc D. Basson ed., Alan R. Liss, 1980, pp. 133-139などを参照。

注11 Yale大学の経済学者 Henry Hansmann などがこれを強く支持している。詳しくは Henry Hansmann, *The Economics and Ethics of Market for Human Organs*. In *Organ Transplantation Policy : Issues and Prospect*, James F. Blumstein and Frank A. Sloan ed., Duke University Press, 1989, pp. 57-86. および Henry Hansmann, *Market for Human Organs*. In *A Legal Framework for Bioethics*, Cosimo Marco Mazzoni, Kluwer Law International, pp. 145-159を参照。

注12 提供臓器の不足は世界的に問題となっており、臓器売買以外にも、このような深刻な問題を生み出している。イギリスのシェフィールドで1998年7月に脳死者からの腎臓移植手術が行なわれた際、ドナーの遺族が、白人の患者のみに移植する事を要求し、ドナー側の移植コーディネーター、イギリス移植支援サーヴィス団体（UKTSSA）、患者側の移植コーディネーターにその意が伝えられていき、その条件通りに手術が実施された。そのことが翌年明らかになり、人種差別を巡る大きな社会問題になった。こうした条件付提供が受け入れられたのは、英国における深刻な提供臓器不足にあると言える。この話については、出口順『臓器は「商品」か』、講談社現代新書、2001年、pp. 131-135を参照の事。

注13 原理尊重主義的生命倫理学とその主たる批判理論について端的に説明したものとして、Helga Kuhse and Peter Singer ed., *A Companion to Bioethics*, Blackwell Publishers, 1998, pp. 61-114, およびその間の論戦については、Nancy S. Jecker, Albert R. Jonsen, Robert A. Pearlman ed., *Bioethics : An Introduction to the History, Method and Practice*, Jones and Bartlett Publishers, 1997, pp. 113-255を参照。

注14 共同体主義的生命倫理学は、伝統的な原理尊重主義的生命倫理学が個人の権利に基づいて語られてきたのに対し、それぞれの共同体の構成員たちが共有する具体的な価値観、慣習、共同体の結束に基づいて語られる。言葉の定義として、Kevin Wm. Wildes, S.J., *Moral Acquaintances : Methodology in Bioethics*, University of Notre Dame Press, 2000, pp. 125-141が分かりやすい。また、代表論者として Mark G. Kuczewski の名が挙げられる。詳しくは、Mark G. Kuczewski, *Fragmentation and Consensus : Communitarian and Casuist Bioethics*, Georgetown University Press, 1997. および Mark G. Kuczewski, *Can Communitarianism End the Shrill and Interminable Public Debates? Abortion as a Case-in-Point*. In *Bioethics : Ancient Themes in Contemporary Issues*, Mark G. Kuczewski and Ronald Polansky ed., The MIT Press, 2000, pp. 179-191を参照の事。

注15 1980年代にアメリカにおいて唱えられるようになって

た政治思想。一口に共同体主義と言っても、識者によって相当の幅があり、一元的な定義は困難（例えば、何をもって「共同体」とするのかということについても、様々な理解や主張がある）であるが、その主張を纏めると、西欧近代社会において前提とされてきた「自律した個人観」や、「原子論的個人観」に立脚した個人主義的人間観を批判。現代社会から、人々の日々の行動を秩序付ける共通の価値・道徳が失われ、無規範と混乱が支配的になったことや、社会においてフリーライダー的メンタリティーが蔓延したという社会病理は、個人主義的な人間観に起因するものとして、「共同体的なるもの」の復権を目指そうと主張する立場。

注16 このような指摘は、1998年に日本大学で開催された第四回国際生命倫理学会世界会議の中でも為されている。Wisconsin大学のDaniel Wilker氏は"*Does Bioethics need a world Forum*"と題した講演で、臓器貿易などは既に国際問題化しており、ゆえにその国内でのマーケティングや保険制度は必ずしも国内問題とだけは言えないという指摘をしている。

注17 このような考え方のエッセンスになるものとして、栗屋剛『人体部品ビジネス——「臓器」商品化時代の現実』、講談社選書メチエ、1999、p. 202, 栗屋剛「臓器売買の諸問題——アジアの現状から」（田代俊孝編『いのちの未来・生命倫理』、法蔵館、1996所収）、pp. 151-152, 森村進『自由はどこまで可能か——リベタリアニズム入門』、講談社現代新書、2001、pp. 198-201

注18 世界の多くの国において、臓器移植法を制定して臓器の利用を統制しようという動きがある。日本で1997年10月、「臓器の移植に関する法律（臓器売買禁止の規定は第11条）」が施行されたことは言うまでもないが、アメリカでは「全米臓器移植法（National Organ Transplant Act, 臓器売買禁止の規定は第301条）」、イギリスでは「ヒト臓器移植法（Human Organ Transplant Act 1989, 臓器売買禁止の規定は第1条）」、インドではヒト臓器移植法第19条制定されている。もっとも、インドの場合、適用される州が限られていることからその実効性に問題があるといわれる。フィリピンでも臓器提供法が制定されているが、臓器売買禁止の規定がない（栗屋剛「臓器売買の諸問題——アジアの現状から」（田代俊孝編『いのちの未来・生命倫理』、法蔵館、1996所収）、pp. 94-95を参照）

注19 もともとはリベラリズムから派生した、諸個人の経済的自由、精神的自由、政治的自由、ともに最大限尊重しようという思想。リベラリズムが福祉国家的・社会民主主義的な意味で使われるようになったため、そのような系統の「リベラリズム」と区別して、リベタリアニズムという表現が用いられるようになった。

【記】 今回、米国下院外交委員会資料、および栗屋剛氏の論文をインターネット上より得て参考文献として使用した。論文におけるインターネット資料の使用に

ついては疑問の向きもあろうかと思われるが、筆者は然るべき機関、ないし研究者のサイトの資料であれば、資料として信頼するに足ると考えている。